

輕米町過疎地域持續的發展計畫

令和 8 年度～令和 12 年度

岩 手 県 輕 米 町

(目 次)

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 1 | 基本的な事項 | 1 |
| (1) | 町の概況 | 1 |
| (2) | 人口及び産業の推移と動向 | 3 |
| (3) | 行財政の状況 | 7 |
| (4) | 地域の持続的発展の基本方針 | 10 |
| (5) | 地域の持続的発展のための基本目標 | 10 |
| (6) | 計画の達成状況の評価に関する事項 | 11 |
| (7) | 計画期間 | 11 |
| (8) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 11 |
| 2 | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 12 |
| (1) | 現況と問題点 | 12 |
| (2) | その対策 | 12 |
| (3) | 事業計画 | 13 |
| 3 | 産業の振興 | 14 |
| (1) | 現況と問題点 | 14 |
| (2) | その対策 | 17 |
| (3) | 事業計画 | 19 |
| (4) | 産業振興促進事項 | 20 |
| 4 | 地域における情報化 | 21 |
| (1) | 現況と問題点 | 21 |
| (2) | その対策 | 21 |
| (3) | 事業計画 | 21 |
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保 | 22 |
| (1) | 現況と問題点 | 22 |
| (2) | その対策 | 23 |
| (3) | 事業計画 | 24 |
| 6 | 生活環境の整備 | 26 |
| (1) | 現況と問題点 | 26 |
| (2) | その対策 | 28 |
| (3) | 事業計画 | 29 |
| 7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進 | 31 |
| (1) | 現況と問題点 | 31 |
| (2) | その対策 | 32 |
| (3) | 事業計画 | 34 |
| 8 | 医療の確保 | 35 |
| (1) | 現況と問題点 | 35 |
| (2) | その対策 | 35 |
| (3) | 事業計画 | 35 |
| 9 | 教育の振興 | 36 |
| (1) | 現況と問題点 | 36 |
| (2) | その対策 | 37 |
| (3) | 事業計画 | 38 |

| | | |
|----|-----------------|----|
| 10 | 集落の整備 | 39 |
| | (1) 現況と問題点 | 39 |
| | (2) その対策 | 39 |
| | (3) 事業計画 | 39 |
| 11 | 地域文化の振興等 | 40 |
| | (1) 現況と問題点 | 40 |
| | (2) その対策 | 40 |
| | (3) 事業計画 | 40 |
| 12 | 再生可能エネルギーの利用の推進 | 41 |
| | (1) 現況と問題点 | 41 |
| | (2) その対策 | 41 |
| | (3) 事業計画 | 41 |

| | | |
|---------------|--------------------|----|
| 過疎地域持続的発展特別事業 | | |
| | 事業計画（令和8年度～令和12年度） | 42 |

1 基本的な事項

(1) 町の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

本町は、岩手県の北端に位置し、東は洋野町、南は久慈市と九戸村、西には二戸市があり、北は青森県境の八戸市、南部町、階上町の各市町村に接している。

総面積は 245.82 k m²で約 8 割が山林原野で占められており、周辺を標高 550～850m 程度の低い山に囲まれた北上山地北端部の丘陵地帯で、大半の集落及び田畑が 200～300m の標高地帯に集中しており、畑地率が高く、農業を基幹とした農山村である。

過去 10 年間の年平均降水量は約 1,083mm で、比較的降水量の少ない地域と言えるが、平成 11 年 10 月には、200 年に一度とも言われる集中豪雨が町全域を襲い甚大な被害をもたらした。

一方、年平均気温は 11.2℃と首都圏等と比べて暮らしやすい気候風土であるが、初夏の遅霜、夏期には異常低温、日照不足、霧雨の連続、春期の晩雪、晩霜の発生等により農業生産活動にかなりの影響を受ける場合もある。

主な河川は、九戸村に源を発する雪谷川が町の中心部を流れ、さらに晴山地区を北に流れる瀬月内川があり、この二つの川が青森県境付近で合流し新井田川となり、八戸市を経て太平洋に注いでいる。

イ 歴史的条件

本町は、昭和 30 年 1 月に軽米町、晴山村、小軽米村の 1 町 2 村が合併し、新軽米町として発足、現在に至っている。

町の生い立ちを見ると、江戸時代の約 200 年間八戸藩の軽米代官所の支配下であり、明治維新の後、明治 5 年に岩手県の所属となっている。

昭和 47 年に二戸地区広域市町村圏の構成団体に指定され、共同事務を行うなど二戸地方との連携は深まっているが、地理的に八戸地方との結びつきが強く、岩手県であっても青森県、特に八戸市から県境を越えて経済的、社会的影響を受けている。

ウ 社会的条件

本町の人口は、昭和 35 年をピークに年々減少し一時減少率は低下傾向にあったが、平成 22 年から令和 2 年で 17.5%減少しており減少幅は拡大している。

幼齢人口、生産年齢人口が大きく減少を続けている反面、高齢人口は増加しており、少子高齢化が急速に進んでいる。また、一世帯あたりの人員が減少を続けており、核家族化が進行していることがうかがえる。

道路体系は、東北縦貫自動車道八戸線のほか町道 328 路線、国道 2 路線、県道 7 路線の延長 443km であるが、北上山地の起伏に富んだ地形の影響を受け、複雑な道路交通網を形成している。

エ 経済的条件

本町の産業動向を見ると、産業別就業構成は、令和2年度で第1次産業就業人口26.2%、第2次産業就業人口25.9%、第3次産業就業人口47.9%となっており、第1次産業が減少し、第3次産業が増加傾向となっている。

農業が産業の主役を占める時代が長く続いてきたが、経済のグローバル化に伴う国内外の産地間競争激化の影響を強く受けるようになってきており、就業者数の減少や高齢化などの課題を抱えている。

②過疎の状況

ア 人口等の動向

本町の人口は、昭和35年の17,672人をピークに年々減少し、令和2年には8,421人となり、昭和35年から令和2年までの60年間では9,251人(52.3%)の減少となっている。

イ 旧過疎活性化法等に基づく対策と今後の課題

本町では、過疎の解消を図るため、昭和55年に制定された過疎地域振興特別措置法、平成2年に制定された過疎地域活性化特別措置法及び平成12年度からの過疎地域自立促進特別措置法に基づき、交通通信体系の整備、教育文化施設の整備、生活環境・福祉・厚生施設の整備、医療の確保、産業の振興など各種の施策を実施し、着実に成果をあげてきたところである。近年においては、乳幼児から高校卒業までの児童・生徒の医療費無料化や給食費の助成、教育環境の充実などを図るとともに、妊娠期から子育て期まで継続した支援を行うために子育て世代包括支援センターを設置するなど、子育て支援を重点的に進めてきたところである。

しかしながら、人口減少に歯止めがかからず、出生者数の減少や、若年層の流出等による少子高齢化社会の進行と、それに伴う地域活力の低下が見受けられ、その対策が急務となっている。子育て環境の更なる充実や、魅力ある就業の場の創出、住環境の整備などにより、若者の定着化を図る必要がある。

③社会経済的発展の方向の概要

本町は、高速道で八戸市まで15分(約20km)、盛岡市まで1時間15分(約100km)という地勢的に有利な条件を最大限活用し、自然と歴史、文化資源を生かし、暮らしにゆとりと豊かさを実感できる地域社会を築き上げていかなければならない。

また、本町の目指す将来像である「一人一人の活力と思いやりが循環するまち」の実現と、まちづくりの理念である「住民と行政との協働によるまちづくり」の達成に向け、施策の展開を図っていく必要がある。

町では、農業を基幹産業と位置付け、水稻、工芸作物、畜産、野菜、果樹、雑穀等の多品種を組み合わせた農業振興を図ってきた。近年は、太陽光、風力などの再生可能エネルギーを活かしたまちづくりを推進しており、今後も、次世代園芸施設や再生可能エネルギー関連施設の誘致など、地域の特性を活かした資源循環型のまちづくりを進めていく必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と今後の見通し

国勢調査による本町の人口は、昭和 35 年の 17,672 人をピークに平成 27 年には 9,333 人、令和 2 年には 8,421 人と減少を続けており、昭和 35 年から令和 2 年までの 60 年間で 9,251 人 (52.3%) の減少となっている。

人口減少率は、昭和 45 年から 50 年の減少率 8.6%を境に、その後鈍化傾向が続いていたが、平成 12 年から平成 17 年、平成 22 年にかけて 7%台と再び減少率が大きくなり、平成 27 年から令和 2 年にかけては 9.8%の減少率と最も高くなった。

年齢階層別人口の推移を見ると、0～14 歳は昭和 35 年には 6,798 人であったが、令和 2 年には 765 人で、6,033 人 (88.7%) の大幅な減少となっている。15～64 歳も、昭和 35 年の 9,841 人から、令和 2 年には 4,134 人と、5,707 人 (58.0%) 減少している。

これを、15～29 歳の若年者でみると昭和 35 年の 3,972 人 (若年者比率 22.5%) から令和 2 年には 743 人 (若年者比率 8.8%) と大幅に減少している。

反面 65 歳以上の高齢者は、昭和 35 年の 1,033 人から令和 2 年には 3,521 人と増加を続けており、高齢者比率は 5.8%から 41.8%へと大幅に上昇している。

このように本町の人口は、出生率の低下と若年者の流出に起因し、高齢化が年々進んでいる状況にあり、国立社会保障・人口問題研究所 (以下「社人研」という。) の推計によると、令和 42 年には 2,889 人まで減少するとされている。これを受け、町では第 3 期軽米町人口ビジョン・総合戦略を策定し、人口減少を抑える取り組みを進めることとしている。

表1-1 人口の推移（国勢調査）

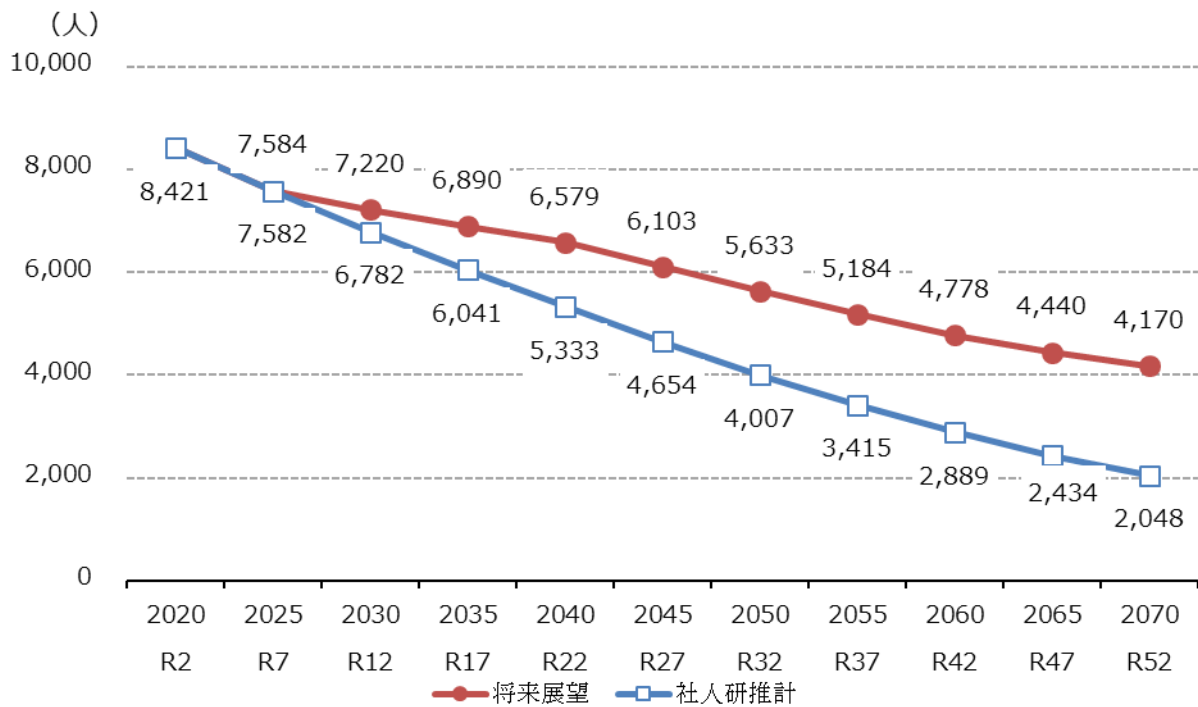
（単位：人、％）

| 区 分 | 昭和 35年 | 昭和 40年 | 昭和 45年 | 昭和 50年 | 昭和 55年 | 昭和 60年 | 平成 2年 | 平成 7年 | 平成 12年 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|
| | 実数 | 実数 | 実数 | 実数 | 実数 | 実数 | 実数 | 実数 | 実数 |
| 総 数 | 17,672 | 16,470 | 15,462 | 14,130 | 13,768 | 13,487 | 12,646 | 12,290 | 11,863 |
| 0歳～14歳 | 6,798 | 5,919 | 4,831 | 3,980 | 3,424 | 2,953 | 2,512 | 2,124 | 1,778 |
| 15歳～64歳 | 9,841 | 9,486 | 9,430 | 8,861 | 8,805 | 8,736 | 8,037 | 7,503 | 6,966 |
| 15歳～29歳 …① | 3,972 | 3,380 | 3,159 | 2,753 | 2,551 | 2,183 | 1,791 | 1,521 | 1,521 |
| 65歳以上 …② | 1,033 | 1,065 | 1,210 | 1,289 | 1,539 | 1,798 | 2,097 | 2,663 | 3,098 |
| 若年者比率 (①/総数) | 22.5 | 20.5 | 20.4 | 19.5 | 18.5 | 16.2 | 14.2 | 13.5 | 12.8 |
| 高齢者比率 (②/総数) | 5.8 | 6.5 | 7.8 | 9.1 | 11.2 | 13.3 | 16.6 | 21.7 | 26.2 |

（単位：人、％）

| 区 分 | 平成17年 | | 平成22年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|-----------------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 10,997 | △7.3 | 10,209 | △7.2 | 9,333 | △8.6 | 8,421 | △9.8 |
| 0歳～14歳 | 1,453 | △18.3 | 1,120 | △22.9 | 931 | △16.9 | 765 | △17.8 |
| 15歳～64歳 | 6,177 | △11.3 | 5,706 | △7.6 | 5,004 | △12.3 | 4,134 | △17.4 |
| 15歳～29歳 …① | 1,312 | △13.7 | 1,130 | △13.9 | 909 | △19.6 | 743 | △18.3 |
| 65歳以上 …② | 3,367 | 8.7 | 3,383 | 0.5 | 3,398 | 0.4 | 3,521 | 3.6 |
| 若年者比率 (①/総数) | 11.9 | — | 11.1 | — | 9.7 | — | 8.8 | — |
| 高齢者比率 (②/総数) | 30.6 | — | 33.1 | — | 36.4 | — | 41.8 | — |

図1 人口の見通し（第3期軽米町人口ビジョン）



②産業の現状と今後の動向

本町の令和2年における産業別就業人口比率をみると、第1次産業が26.2%、第2次産業が25.9%、第3次産業が47.9%となっている。昭和50年と比較すると、第1次産業は36.7ポイントの減、第2次産業は11.5ポイントの増、第3次産業は25.2ポイントの増となっている。

長期的には第1次産業の減少が目立つが、令和2年においては県平均や全国平均を大きく上回る比率を示しており、依然として農業や林業が地域産業において重要な位置を示していることがうかがえる。

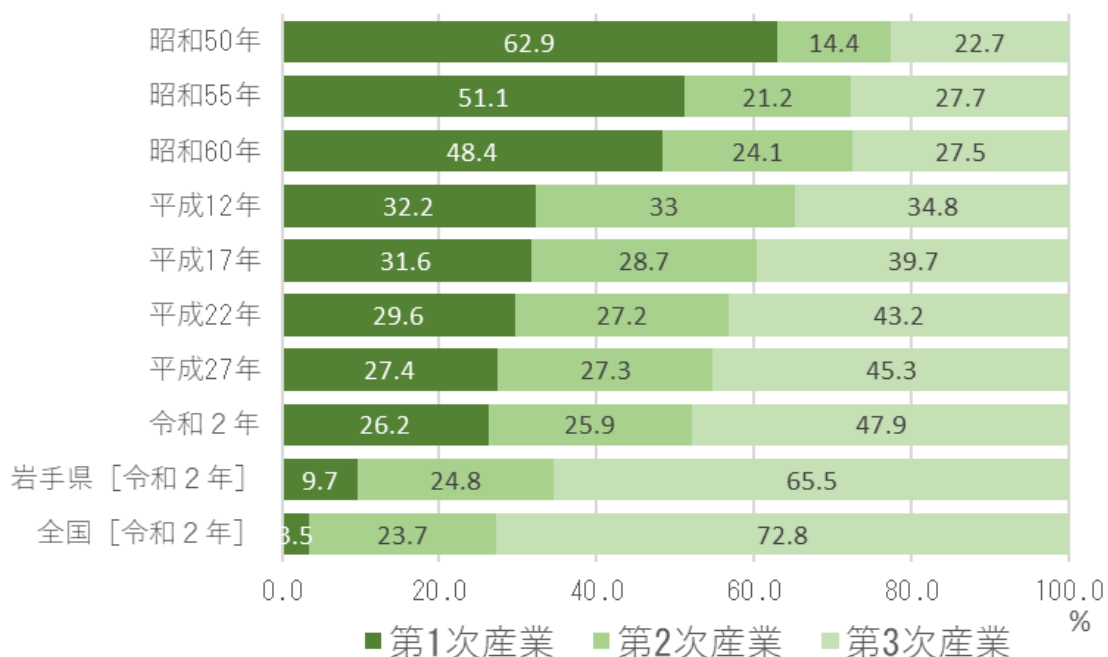
しかしながら、農業・林業などは60歳以上の就業者が半数以上を占めるなど、高齢化や後継者不足が大きな問題となっており、新たな担い手の確保が課題となっている。

今後、地域資源の活用による地場産業の育成強化、地域の特質を活かした再生可能エネルギー発電事業の推進や積極的な企業誘致等によって、より一層の雇用の創出を図っていく必要がある。

表1-2 産業別人口の動向（国勢調査）

| 区 分 | 昭和 35年 | 昭和 40年 | 昭和 45年 | 昭和 50年 | 昭和 55年 | 昭和 60年 | 平成 2年 | 平成 7年 | 平成 12年 |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 実 数 | 実 数 | 実 数 | 実 数 | 実 数 | 実 数 | 実 数 | 実 数 | 実 数 |
| 総 数 | 人 8,619 | 人 7,644 | 人 7,670 | 人 6,993 | 人 6,812 | 人 7,033 | 人 6,758 | 人 6,557 | 人 6,254 |
| 第1次産業 就業人口比率 | (6,937人) 80.5% | (5,850人) 76.5% | (5,203人) 67.8% | (4,400人) 62.9% | (3,481人) 51.1% | (3,400人) 48.4% | (2,854人) 42.2% | (2,320人) 35.4% | (2,015人) 32.2% |
| 第2次産業 就業人口比率 | (407人) 4.7% | (394人) 5.2% | (958人) 12.5% | (1,007人) 14.4% | (1,442人) 21.2% | (1,696人) 24.1% | (1,866人) 27.6% | (1,953人) 29.8% | (2,064人) 33.0% |
| 第3次産業 就業人口比率 | (1,275人) 14.8% | (1,400人) 18.3% | (1,509人) 19.7% | (1,586人) 22.7% | (1,889人) 27.7% | (1,937人) 27.5% | (2,038人) 30.2% | (2,284人) 34.8% | (2,175人) 34.8% |

| 区 分 | 平成17年 | | 平成22年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|-----------------|-------------------|------------|-------------------|------------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 5,535 | % △11.5 | 人 4,956 | % △10.5 | 人 4,801 | % △3.1 | 人 4,463 | % △7.0 |
| 第1次産業 就業人口比率 | (1,750人) 31.6% | — | (1,464人) 29.6% | — | (1,312人) 27.4% | — | (1,169人) 26.2% | — |
| 第2次産業 就業人口比率 | (1,587人) 28.7% | — | (1,345人) 27.2% | — | (1,311人) 27.3% | — | (1,156人) 25.9% | — |
| 第3次産業 就業人口比率 | (2,196人) 39.7% | — | (2,143人) 43.2% | — | (2,176人) 45.3% | — | (2,138人) 47.9% | — |



(3) 行財政の状況

①行政の状況

本町の行政組織は、社会経済情勢の進展に対応し、数次にわたる機構改革を経て今日に至っている。

令和7年4月1日現在の組織体制は、町長部局7課、議会事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、水道事業所で構成され、一般行政職[※]91人、労務職5人、医療職8人体制となっている。

新たな行政課題に柔軟に対応できるよう、組織・機構の見直しにより中長期的な視点に立った適正な組織運営を行うとともに、定員適正化計画に基づき、再任用制度や定年延長を見据えた定員管理を行っている。

軽米町総合発展計画 2021-2030 においては、「一人一人の活力と思いやりが循環するまち」を将来像に掲げている。変化の激しい社会情勢や少子高齢化を始めとした山積する課題に対応していくため、住民・地域・行政等が一つになって町の発展に向けて取り組んでいく必要がある。

※一般行政職は、労務職、医療職以外の職員をいう。

②財政の状況

本町の令和6年度における町税収入は1,314百万円で歳入総額の18.4%となっている。近年、再生可能エネルギー事業の事業用資産に係る固定資産税の増加等により町税収入は増加しているものの、地方交付税は3,003百万円(42.0%)、国・県支出金は903百万円(12.6%)、地方債は442百万円(6.2%)となるなど、歳入の多くを国、県などに依存している状況である。

歳出では、義務的経費である人件費、扶助費、公債費が2,915百万円で43.5%を占めている。

令和6年度における財政指標をみると、実質公債費比率は10.6%、将来負担比率は20.5%と、地方債の許可制移行基準や早期健全化基準を下回っている。今後も老朽化した公共施設の更新事業などによって地方債残高が増加することが見込まれることから、経常経費の節減、財源の重点的かつ効率的配分に努めながら、地域の自立促進に向けた積極的な施策を展開していかなければならない。

表1-3 財政の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和 2 年度 | 令和 6 年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 歳入総額 A | 7,667,506 | 6,514,423 | 8,285,366 | 7,153,217 |
| 一般財源 | 4,076,052 | 4,032,053 | 4,338,767 | 4,767,563 |
| 国庫支出金 | 1,564,166 | 459,525 | 1,549,169 | 563,523 |
| 都道府県支出金 | 640,801 | 736,609 | 390,190 | 339,938 |
| 地方債 | 712,800 | 786,100 | 1,162,500 | 442,800 |
| うち過疎債 | 206,300 | 308,000 | 627,900 | 335,500 |
| その他 | 673,687 | 500,136 | 844,740 | 1,039,393 |
| 歳出総額 B | 6,773,176 | 6,273,075 | 7,749,053 | 6,704,678 |
| 義務的経費 | 2,671,669 | 2,423,926 | 2,705,199 | 2,915,384 |
| 投資的経費 | 1,685,326 | 1,242,552 | 1,258,508 | 524,554 |
| うち普通建設事業費 | 1,685,326 | 1,242,552 | 1,247,126 | 517,759 |
| その他 | 2,416,181 | 2,606,597 | 3,785,346 | 3,264,7440 |
| 過疎対策事業費(再掲) | 243,440 | 372,079 | 658,480 | 386,116 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 894,330 | 241,348 | 536,313 | 448,539 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 584,271 | 19,440 | 202,198 | 23,092 |
| 実質収支 C-D | 310,059 | 221,908 | 334,115 | 425,447 |
| 財政力指数 | 0.21 | 0.22 | 0.29 | 0.35 |
| 公債費負担比率 | 15.8 | 14.7 | 16.0 | 15.1 |
| 実質公債費比率 | 14.9 | 9.3 | 10.8 | 10.6 |
| 起債制限比率 | — | — | — | — |
| 経常収支比率 | 83.6 | 86.4 | 89.8 | 92.9 |
| 将来負担比率 | 98.3 | 72.6 | 74.8 | 20.5 |
| 地方債現在高 | 6,436,497 | 7,121,960 | 8,396,989 | 8,781,792 |

③施設整備水準の状況

本町にとって、道路は広域にわたり人的及び物的な交流を促進し、豊かな住民生活の実現と町全体の均衡ある発展を図るために最も基本的な社会資本であり、その果たす役割は極めて重要である。近隣市町村との地域間交流を促進し、産業、経済、文化など広範にわたる地域振興を進めるために、道路網の整備は必要不可欠である。

上水道については、水道普及率 80.2%と低い水準にあり、今後は施設整備が完了した地区について、普及率の向上に努める必要がある。また、老朽施設の計画的な更新と安定した水源の確保が課題となっている。

その他にも、福祉施設、教育施設、文化施設など、施設の老朽化が進んでいることから、施設の統廃合など、住民ニーズを把握しながら、計画的な更新や維持修繕を図っていく必要がある。

表 1－4 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | | 平成 2 年度末 | 平成12 年度末 | 平成22 年度末 | 令和 2 年度末 | 令和 6 年度末 |
|-----------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 市町村道 | 改良率 (%) | 45.0 | 56.9 | 66.8 | 69.7 | 70.8 |
| | 舗装率 (%) | 40.8 | 54.1 | 69.1 | 71.4 | 72.5 |
| 農道延長 (m) | | — | — | — | 261,839 | 210,260 |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m) | | 91.6 | 71.5 | — | — | — |
| 林道延長 (m) | | — | — | 82,366 | 85,907 | 85,907 |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m) | | 17.0 | 4.0 | — | — | — |
| 水道普及率 (%) | | 66.9 | 67.5 | 69.7 | 78.6 | 80.2 |
| 水洗化率 (%) | | 2.1 | 6.2 | 27.5 | 38.6 | 45.1 |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | | 7.1 | 11.2 | 10.3 | 11.3 | 12.5 |

(資料：産業振興課、地域整備課、水道事業所、健康福祉課)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、これまでの過疎対策により、交通・情報通信基盤の整備、水道・下水道施設等の生活環境の向上、産業の振興、地域の活性化等に一定の成果を収めているものの、人口減少は依然として続いており、雇用の場の確保、定住環境の整備など、多くの課題を抱えている状況である。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新しいワークスタイルが広まるとともに、都市では体験できないライフスタイルに魅力を感じ、地方移住に関心を持つ人が多くなっている。

人口の町外流出を抑え魅力的なまちづくりを進めていくため、岩手県過疎地域持続的発展方針、軽米町総合発展計画及び軽米町人口ビジョン・総合戦略等の方針に基づき、次の4つを基本方針として定め、町の持続的な発展を図ることとする。

①地域資源を生かした雇用の創出と産業の振興

次世代園芸施設の誘致や再生可能エネルギー施策を推進し、地域の資源を最大限に活用した雇用の創出を図るとともに、産業等の規模拡大や6次産業化の推進による、担い手の確保、育成を積極的に推進する。また、豊かな自然環境を守り育み、緑豊かで美しい景観を維持する。

②少子高齢化に対応した優しいまちづくりの推進

安心して妊娠から出産、子育てまでできるように、各時期のニーズに応じた子育て環境の充実を図るとともに、若者の出会いのきっかけづくりを進め、安心して結婚生活を送れるよう支援する。

また、子供からお年寄りまで誰もが心身共に健康でいきいき暮らせるように、地域との連携のもと、福祉や医療の充実を図る。

③魅力あふれる町づくりによる交流と移住の推進

町の魅力を積極的に発信するとともに、かるまい文化交流センター宇漢米館を中心とした町中心部の賑わいの創出、交流人口・関係人口の拡大を図る。

また、子育て世代や定年者など、ターゲットを絞った移住・定住支援を推進する。

④共に支え合う安心・安全なまちづくりの推進

地域を中心としたコミュニティの活性化により、支え合いと協働のまちづくりを推進するとともに、あらゆる世代の人が生き生きと暮らせるような環境づくりを推進する。

また、計画的な道路整備や危険個所の改善、地域防災体制の強化など、安心・安全なまちづくりを推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

社人研の推計によると、軽米町の人口は令和12年に6,782人、令和22年には5,333人になるとされている。

令和8年3月に策定予定の「第3期軽米町人口ビジョン・総合戦略」においては、社人研に準拠し推計した令和42年の将来推計人口2,889人を4,778人とする目標を設定している。

この人口ビジョンに基づき、本計画における令和12年度末の目標人口を7,208人以上とする。

また、人口社会減数を、現在の52人（令和6年時点）から令和12年度にゼロとすることを目標とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取り組みについては、全庁的に実施している事業評価や総合戦略推進委員会等において、毎年度PDCAサイクル（「計画（Plan）」⇒「実行（Do）」⇒「点検、評価（Check）」⇒「改善（Action）」）に基づいた効果検証を行う。

評価結果については、ホームページ等で公表を行う。

(7) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、昭和40年代から50年代をピークに、学校教育系施設や社会教育系施設などに代表される公共建築物や、道路・橋りょう・上下水道などのインフラ資産など、町民ニーズに沿った公共施設等を整備してきた。現在、これらの公共施設等は老朽化が進み、建替えや大規模改修等の時期を迎えている。

少子高齢化の進行や社会保障費をはじめとした経常経費の増加に伴う財政の硬直化など、今後も厳しい財政状況が見込まれる中で、適正に公共施設を維持・更新していくことが課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本町では、公共施設の供給量の適正化、既存施設等の有効活用、効率的な管理・運営等を図り、真に必要とされる公共サービスの提供を維持・確保していくため、「軽米町公共施設総合管理計画」を平成29年3月に策定した。また、これを受けて施設ごとの方向性を示す「軽米町公共施設個別施設計画」を策定している。

軽米町過疎地域持続的発展計画では、「軽米町公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、計画的な整備・更新・管理を推進することとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町の人口減少の要因は、出生数より死亡数が上回り自然増減がマイナスとなっていることで、近年では毎年 150 人前後の自然減となっている。合計特殊出生率算出の基となる 15～49 歳女性人口も、50 年前に比べておよそ 7 割の減少となっており、出生数減少に影響を及ぼしている。

社会動態については、転出超過のまま横ばいの状態が続いており、近年では毎年 70 人前後の社会減となっている。

若者世代の町外流出を防ぎ、町外からの移住者を受け入れる体制を整備するなど、人口減少を抑える取り組みを進める必要がある。

また、持続的発展のためには、町の魅力や情報を積極的に発信し、交流人口の拡大を図っていく必要がある。併せて、町出身者などの地域と多様に関わる関係人口の拡大、地域おこし協力隊や地域活性化起業人など、移住者との関わりや二拠点生活の受け入れなどのまちづくりを進めていく必要がある。

(2) その対策

- ・首都圏等で生活している町出身者の Uターンや、Iターンを促進する。
- ・子供の保育園入園や小学校入学を迎える家族、定年退職者などの移住を促進する。
- ・空き家の活用や若者定住促進住宅の整備など、住環境整備を推進する。
- ・出会いの創出につながる情報の積極的な発信、近隣市町村や各種団体との連携、婚活支援センターの有効活用などの結婚支援を推進する。
- ・SNSを有効に活用するなど、情報発信を強化する。
- ・ふるさと納税の返礼品の拡充など、町に興味を持ってくれる人を増やす取り組みを推進する。
- ・在京軽米会などの町出身者の会や、姉妹町である北海道音更町などとの連携した取り組みや交流を推進するとともに、海外派遣事業や外国青年招致事業などの特色ある交流を継続する。
- ・二戸地域、久慈地域、八戸地域の三圏域や、北岩手循環共生圏など、地域間の交流・連携を活発化させ、資源、人材、資金を循環させる取り組みを推進する。
- ・地域おこし協力隊や地域活性化起業人など、首都圏の人材を中心に地域活性化に向けた取り組みを推進する。
- ・イベントの内容の充実を図りながら、かるまい文化交流センター宇漢米館を中心とした、町中心部の賑わいを創出する。

▶目標

| 項目 | 計算方法 | 現状 | 目標 (R12) |
|--------------|------|-------------------|----------|
| 空き家バンク登録件数 | 累計 | 5件 (令和6年度) | 10件 |
| 移住件数(支援策利用者) | 累計 | 11件 (令和6年度) | 30件 |
| 地域おこし協力隊員数 | 累計 | 6人 (令和6年度) | 13人 |
| SNSフォロワー数 | 単年 | 2,384件 (令和6年度) | 4,000件 |

(3) 事業計画(令和8年度~12年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|------------------|---|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (1)移住・定住 | 若者向け定住促進団地整備事業 | 軽米町 | |
| | | 空き家住宅活用事業 | 軽米町 | |
| | (4)過疎地域持続的発展特別事業 | 移住・定住支援事業 空き家等活用推進事業費補助金 若者向け空き家住宅取得事業費補助金 移住体験補助金 ふるさと会支援事業費補助金 結婚新生活支援事業 | 軽米町 | |

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

本町では、農業を基幹産業と位置付け、稲作と畑作・畜産等の複合経営を推進しており、水稻、工芸作物、畜産、野菜、果樹、雑穀等の多品種を組み合わせた農業振興を図っている。また、農事組合法人等の組織化支援、農地集積や団地化による規模拡大を推進するとともに、飼料用米の栽培推進による資源循環型農業を推進している。近年では、ブロイラー産業や養豚が、生産農場の増加、規模拡大等により着実に発展してきており、本町農業の基幹作目となっている。

本町における農家戸数（販売農家）は、令和2年に636戸で減少傾向が続いている。少子高齢化や若年層の流出に伴う経営者の高齢化、後継者不足の他、遊休農地等の増加も問題となっている。

地域の中心経営体への農地の集約化、新規就農者の確保・育成、機械導入等による生産性の向上をより一層図っていく必要がある。また、第1次産業・第2次産業・第3次産業の連携による6次産業化を進め、地域ブランドの確立を進めていく必要がある。

表3-1 農業の概要

| 区分 | | 昭和60年 | 平成7年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|------------------------------|--------------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 農家数（戸） | 総数 | 1,830 | 1,669 | 1,410 | 1,297 | 1,127 | 917 |
| | （販売農家） | | 1,405 | 1,123 | 968 | 795 | 636 |
| | 専業 | 310 | 200 | 265 | 269 | 253 | — |
| | 一種兼業 | 576 | 439 | 255 | 194 | 147 | — |
| | 二種兼業 | 944 | 766 | 603 | 505 | 395 | — |
| 農家人口（人） | 総数 | 8,637 | 7,214 | 5,592 | 2,778 | 2,129 | 1,580 |
| | 男 | 4,322 | 3,568 | 2,746 | 1,473 | 1,141 | 878 |
| | 女 | 4,315 | 3,646 | 2,846 | 1,305 | 988 | 702 |
| 農業従事者数 （農業従事60 日以上）（人） | 総数 | 3,346 | 2,501 | 1,416 | 1,761 | 1,340 | 1,037 |
| | 男 | 1,600 | 1,213 | 712 | 838 | 737 | 593 |
| | 女 | 1,746 | 1,288 | 704 | 923 | 603 | 444 |
| 経営耕地（ha） | 総数 | 2,509 | 2,212 | 1,887 | 1,658 | 1,680 | 1,370 |
| | 田 | 916 | 852 | 667 | 621 | 604 | 508 |
| | 畑 | 1,387 | 1,166 | 1,149 | 976 | 1,017 | 818 |
| | 樹園地 | 206 | 194 | 71 | 60 | 59 | 44 |
| 家畜飼養頭羽 数 | 乳牛（頭） | 473 | 427 | 250 | 289 | 189 | 176 |
| | 肉用牛（頭） | 2,061 | 2,386 | 1,936 | 2,104 | 1,681 | (※1) × |
| | 豚（頭） | 2,877 | 4,132 | 6,035 | 18,468 | 21,067 | 10,170 |
| | (※2) ブロイラー （千羽） | 3,455 | 2,463 | 3,398 | 5,143 | 8,104 | 6,619 |

（資料：農林水産省「農林業センサス」（各年2月1日現在））

（※1）統計数値を公表しないもの

（※2）ブロイラーは出荷羽数

②林業

本町の森林面積は、令和5年度現在 18,447ha で、総面積の 75%を占めており、民有林が 100%である。町の多くを森林が占めているにも関わらず、木材価格の低迷、林業従事者の減少や高齢化等により林業生産活動は停滞している状況にある。

また、近年、森林が持つ生物多様性機能や保健休養機能などの多面的機能への関心が高まっている一方、太陽光発電事業による林地の活用や木質バイオマスを活用した事業による木材需要が見込まれており、森林の公益的機能の保全と木質資源の循環利用に配慮した森林の整備及び活用が課題となっている。

特用林産物については、本町に豊富にある広葉樹資源を有効活用して、しいたけ、木炭等が生産されている。木炭については、平成30年に岩手県木炭協会が地理的表示（GI）保護制度に登録され、軽米町木炭生産協同組合も加入したことにより、ブランド力の向上が図られたが、生産者の高齢化等による担い手不足が問題となっている。

林道については、整備延長は令和6年度で 85,907mとなっているが、林道密度は 5.0m/ha と県平均の 5.8m/ha に比べ低いものとなっている。

表3-2 民有林の状況

(単位：面積＝ha、率＝%)

| 区分 年次 | 区域面積 (A) | 森 林 面 積 | | | 森林率 (E=D/A ×100) | 民有林 人工林 面積 (F) | 民有林 人工林 率 (G=F/D ×100) |
|----------|-------------|------------|------------|--------------|------------------------|-------------------------|------------------------------------|
| | | 国有林 (B) | 民有林 (C) | 計 (D=B+C) | | | |
| 昭和60年度 | 24,261 | 1 | 19,523 | 19,524 | 80.5 | 7,377 | 37.8 |
| 平成2年度 | 24,261 | 1 | 19,153 | 19,154 | 78.9 | 7,355 | 38.4 |
| 平成7年度 | 24,574 | 1 | 18,965 | 18,966 | 77.2 | 7,300 | 38.5 |
| 平成12年度 | 24,574 | 1 | 18,957 | 18,958 | 77.1 | 7,202 | 38.0 |
| 平成17年度 | 24,574 | 0 | 18,970 | 18,970 | 77.2 | 7,110 | 37.5 |
| 平成22年度 | 24,574 | 0 | 18,761 | 18,761 | 76.3 | 6,878 | 36.7 |
| 平成27年度 | 24,582 | 0 | 18,721 | 18,721 | 76.2 | 6,502 | 34.7 |
| 令和2年度 | 24,582 | 0 | 18,694 | 18,694 | 76.0 | 6,467 | 34.6 |

(資料：岩手県林業の指標)

③地場産業

本町では、株式会社軽米町産業開発が主体となり、さるなしや雑穀を使った特産品、鶏肉を使ったレストランメニューやテイクアウト商品等を開発し販売している。

また、軽米産の食材や素材を原料とし、軽米にちなんだ物語があることなどを要件とする「かるまいブランド」認証制度や、新たな商品開発、販売促進に向けた支援を行ってきた。

今後も農林産物等の6次産業化への取り組みを加速させながら、消費者のニーズにあった商品づくりや、ふるさと特産品の販路拡大等を推進することが必要である。

④企業の誘致

本町では、これまでに14社の企業を誘致している。電気機械器具、電子部品製造や食料品製造などの業種となっており、近年では、閉校した学校の校舎を植物工場として活用する企業を誘致したほか、太陽光発電所や風力発電事業の立地も進めている。

引き続き、恵まれた自然環境と高速交通体系を活かしながら、新たな産業も含めた魅力ある企業の誘致を積極的に進める必要がある。

⑤商業

令和3年における本町の商店数は卸売業10店、小売業76店となっており、食料品や身のまわり品等を扱う小規模店が多い状況である。大型店や専門店のある近隣市町村への購買力の流出が顕著なことから、町内での消費を喚起し、地域内における経済の循環を推進する必要がある。

また、これまで実施してきた新規求職者の雇用に係る奨励金事業によって、町内企業の安定的な雇用や求職者の雇用の確保を図る他、新たに起業する人への支援についても検討していく必要がある。

表3-3 卸売、小売業の商店数・従業者数・年間販売額 (単位：店・人・百万円)

| 区分 | 平成24年 | | | 平成26年 | | | 平成28年 | | |
|---------------|-------|------|--------|-------|------|--------|-------|------|--------|
| | 商店数 | 従業者数 | 年間販売額等 | 商店数 | 従業者数 | 年間販売額等 | 商店数 | 従業者数 | 年間販売額等 |
| 総数 | 113 | 433 | 11,474 | 99 | 363 | 12,464 | 93 | 384 | 14,626 |
| 卸売業計 | 14 | 64 | 823 | 15 | 70 | 8,004 | 14 | 67 | 8,561 |
| 小売業計 | 99 | 369 | 10,651 | 84 | 293 | 4,460 | 79 | 317 | 6,065 |
| 各種商品小売業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 繊維・衣服・身の回り小売業 | 12 | 18 | 105 | 8 | 13 | 107 | 11 | 17 | 77 |
| 飲食料品小売業 | 39 | 116 | 7,096 | 28 | 75 | 924 | 26 | 108 | 2,020 |
| 機械器具小売業 | 9 | 55 | 645 | 8 | 29 | 123 | 7 | 47 | 738 |
| その他小売業 | 39 | 180 | 2,805 | 40 | 176 | 3,307 | 35 | 145 | 3,230 |

| 区分 | 令和3年 | | |
|---------------|------|------|--------|
| | 商店数 | 従業者数 | 年間販売額等 |
| 総数 | 86 | 425 | 12,816 |
| 卸売業計 | 10 | 44 | 7,594 |
| 小売業計 | 76 | 381 | 5,222 |
| 各種商品小売業 | - | - | - |
| 繊維・衣服・身の回り小売業 | 7 | 11 | - |
| 飲食料品小売業 | 30 | 168 | 1,965 |
| 機械器具小売業 | 7 | 40 | 523 |
| その他小売業 | 31 | 157 | (※1) × |

(資料：経済センサス活動調査、商業統計調査)

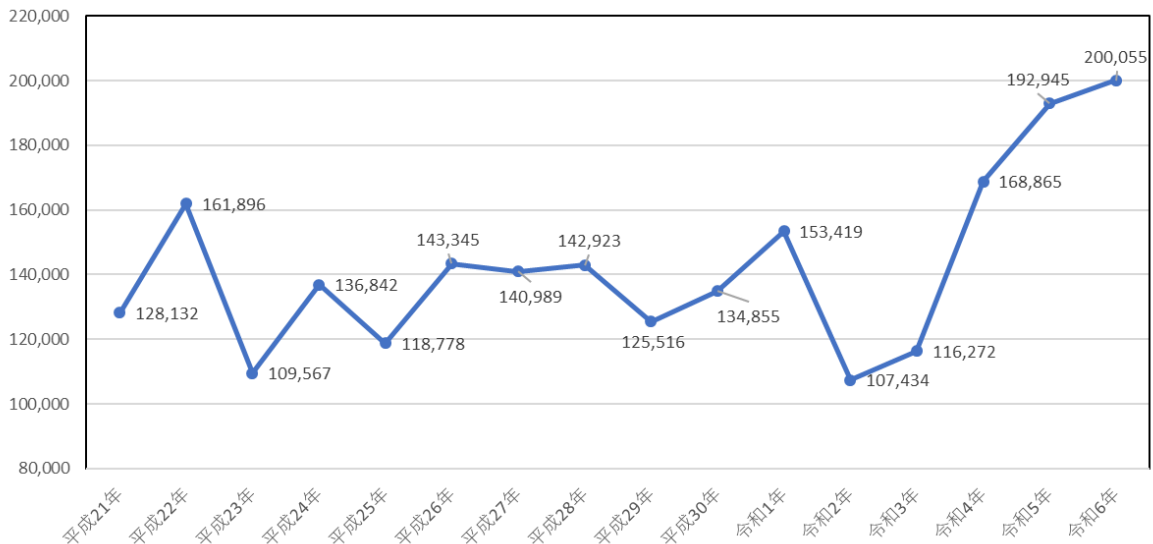
(※1) 統計数値を公表しないもの

⑥観光

本町の観光資源としては、自然とレクリエーション施設の雪谷川ダムフォリストパーク・軽米、雑穀と雑穀文化を活用した滞在型交流施設のミレットパーク、町の特産品が多く集まるミル・みるハウス、3コースを備えたゴルフ場などがある。また、4月下旬から5月中旬にかけて開催される森と水とチューリップフェスティバルの他、夏祭り、秋まつり、食フェスタ in かるまい、冬灯りイルミネーションなど、1年を通してイベントを開催し交流人口の拡大に努めている。

今後の本町の観光事業を推進するにあたっては、既存の観光資源を磨き上げるとともに、広域連携による幅広い観光メニューの開発や受け入れ態勢を整備することが重要である。

図3 観光客入込数



(資料：岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室「岩手県観光統計概要」)

(2) その対策

①農業

- ・就農相談会の開催や、地域おこし協力隊などの意欲ある新たな人材をターゲットに新規就農者の掘り起こしを進める。また、新規就農者育成総合対策や軽米町親元就農給付金事業などを活用し、農業振興の中心となる担い手の確保、育成を図る。
- ・将来の農地利用や総合的な利用目標を定めた地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を基に、地域の中心経営体に農地を集積集約化するとともに、スマート技術を活用した導入支援により生産拡大を推進する。また、集落営農組織や農業生産法人の育成を推進する。
- ・安心・安全な農林産物や加工品のブランド化に向けた取り組みを支援する。
- ・飼料用米の生産の他、バイオマス資源を有効に活用した、資源循環型の農林畜産業を推進する。
- ・近隣市町村との連携を図りながら、品質管理、安定した出荷量を確保し、農林畜産

物の安心・安全な産地化を推進する。

- ・農業農村整備事業、中山間地域総合整備事業による圃場や農道の整備など、農業生産基盤の整備を促進する。また、農道や農業用施設の適正な維持管理を図る。
- ・農地や農業用施設等の適切な保全管理に係る地域の活動を支援する。

②林業

- ・森林の持つ公益的機能の維持増進をはじめ、林業生産性の向上と担い手の確保、育成を図り、経営の安定化に努める。
- ・森林整備計画や森林経営管理制度に基づき林業振興を推進する。
- ・町民や企業との協働のもと、地域の自主性を活かしながら共同化を図り、森林整備を推進する。また、森林の経営に関して森林所有者への意向調査を行い、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する。
- ・森林施業の効率化に向け、計画的な林道・作業道の整備や維持を図る。
- ・広葉樹等の森林資源を有効に活用し、しいたけ、木炭等の経営基盤の整備拡充と生産推進体制の確立を促進する。
- ・グリーンデーや炭焼き体験など、山の仕事に触れ、森林の機能を理解してもらうための活動を推進する。

③地場産業

- ・特産品の付加価値を高め販路拡大を図るため、町内事業者の新たな掘り起こしや既存事業者の取り組みが促進されるように6次産業化を推進する。また、ホームページやSNS等を活用した知名度の向上を図る。
- ・町の特産である雑穀やさるなしについては、生産量の確保と、付加価値を高めた商品開発を促進する他、町内の学校や関係機関との連携を図りながら、販路の拡大を図る。
- ・人材の発掘、育成のための研修事業、産業振興に関する情報提供と指導への支援を行い、産業のリーダーや中心となる人材の確保と地場企業の育成強化を図る。

④企業の誘致

- ・スマート技術等を活用した次世代園芸施設や再生可能エネルギー関連施設など、町の特性を活かした企業誘致を推進し、新たな雇用の創出を図る。
- ・平成12年度に整備した8.5haの工業団地を有効に活用した事業を推進する。

⑤商業

- ・かるまい文化交流センター宇漢米館を活用しながら、町中心部への人の流れを活発化し、商店街等の活性化を図る。
- ・地域おこし協力隊や地域活性化起業人など、町外からの目線や専門的な見解を取り入れながら、町内商工業の活性化を図る。
- ・町内商工業者の経営基盤を強化するため、商工会や金融機関などの支援機関と連携しながら経営支援体制の充実を図る。

- ・雇用の場の確保と町内企業における安定的な雇用を図るため、新規求職者奨励金事業を継続実施する。
- ・起業を目指す人に対しては、商工会や金融機関等と連携した支援を進めるとともに、講習会等の開催や情報提供等による人材育成に努める。

⑥観光の振興

- ・SNS等を有効に活用し、町の魅力を積極的に発信し交流人口の増加を図る。
- ・既存の観光資源を磨き上げるとともに、広域連携により地域としての魅力を積極的に発信する。
- ・観光ボランティアや観光ガイドの育成を支援し、受け入れ人材の育成を促進する。
- ・観光施設の環境整備や案内看板などの充実を図る。
- ・イベントごとにターゲットに合わせたPRを行い、内容に変化を加えながら、観光客の増加を目指す。

上記の対策については、他市町村や県、民間事業者等と連携しながら推進することとする。

▶目標

| 項目 | 計算方法 | 現状 | 目標 (R12) |
|--------------|------|---------------------|----------|
| 新規就農者数 | 累計 | 8人 (令和6年度) | 20人 |
| 担い手への農地集積面積 | 累計 | 831ha (令和6年度) | 860ha |
| ふるさと納税お礼品登録数 | 単年 | 170品 (令和6年度) | 175品 |
| 観光入込客数 | 単年 | 219,600人 (令和6年度) | 220,000人 |

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|---------------|--|------|----|
| 2産業の振興 | (1)基盤整備 農業 | 農業競争力強化農地整備事業小軽米地区 (県営事業負担金) 区画整理 49ha | 岩手県 | |
| | | 水利施設等保全高度化事業軽米第一 (県営事業負担金) 晴山地区畑かん施設 30ha 長倉地区畑かん施設 30ha | 岩手県 | |
| | | 農地耕作条件改善事業 鹿倉地区 農道 930m 用水路工 400m | 軽米町 | |

| | | | | |
|----|--|---|-----|--|
| 林業 | 農村集落基盤再編・整備事業（県営事業負担金） 晴山地区 区画整理 25ha 用水路工 800m 農道 800m | 岩手県 | | |
| | 基幹農道整備事業（県営事業負担金） 袋主地区 農道 L=4,680m | 岩手県 | | |
| | 農業基盤整備促進事業 勘丁・長倉農道舗装修繕 L=13,030m 晴山農道舗装修繕 L=1,022m | 軽米町 | | |
| | 高清水ため池耐震化改修事業 | 軽米町 | | |
| | 木炭生産施設整備事業 | 任意団体 | | |
| | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 森林所有者意向調査及び森林状況調査事業 新規求職者等地域雇用促進奨励金事業 聖地巡礼アニメツアーリズム推進事業 | 軽米町 | |
| | 園芸産地づくり強化対策事業（補助金） | 新岩手農協 | | |
| | 工芸作物生産振興事業（補助金） | 葉たばこ振興会、ホップ連絡協議会 | | |
| | 畜産産地づくり強化対策事業（補助金） （和牛改良生産推進、ブロイラー対策、養豚経営安定対策、畜産共進会開催、優良馬改良推進、繁殖雌牛増頭支援事業） | 北いわて和牛改良組合 他4団体 | | |

(4) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|--------------------------------|-------------------------|----|
| 軽米町全域 | 製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業 | 令和8年4月1日～ 令和13年3月31日 | |

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町では、情報通信基盤整備事業により光ファイバー網を敷設し、町内全域で高速インターネットサービスの利用のほか、FM告知端末による音声情報、かるまいテレビによる映像での情報伝達が可能となっている。また、町内の観光施設や避難所等にはWi-Fi環境を整備し、インターネット利用が可能となっている。

今後は、これらの設備の適切な維持、管理、更新を行うとともに、少子高齢化等の対策として、さまざまな分野における活用を検討していく必要がある。

また、行政におけるデジタル化を推進し、行政手続きの簡素化や町民サービスの向上を図るとともに、町民の情報化社会への対応を支援していく必要がある。

(2) その対策

- ・情報通信基盤設備の適切な維持管理と、計画的な更新を行う。また、設備を有効に活用した行政サービスの提供を推進する。
- ・マイナンバーカードを活用した行政手続きやキャッシュレス決済など、行政手続きのデジタル化を推進する。また、高度情報化社会に対応できる人材の育成を推進する。
- ・SNSなどによる情報発信を強化するとともに、スマートフォンやタブレット端末を使ったインターネットの利用に関する講習会などの実施により、高齢者等がデジタル化から取り残されないよう支援する。

▶目標

| 項目 | 計算方法 | 現状 | 目標 (R12) |
|--------------|------|-------------------|----------|
| SNSフォロワー数 | 単年 | 2,384件 (令和6年度) | 4,000件 |
| マイナンバーカード普及率 | 累計 | 78.8% (令和6年度) | 100% |

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-------------------------------------|--|------|----|
| 3地域における情報化 | (1)電気通信設備等情報化のための施設 有線テレビジョン放送施設 | かるまいテレビ機器更新事業 | 軽米町 | |
| | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | 行政情報化推進事業 自主放送番組制作事業 スマートフォン等利活用促進事業 | 軽米町 | |

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路

本町の道路体系は、東北縦貫自動車道八戸線をはじめ国道2路線、主要地方道5路線、一般県道2路線および町道等により形成されている。

町道については、これまでも町の重点施策として町民の日常生活路線を中心に整備を図ってきたが、令和5年度で改良率70.2%、舗装率71.9%と国・県道に比較すると大幅に下回った状況となっている。

未改良道路は、そのほとんどが幅員3m未満で、緊急車両の通行や冬期の交通確保のため、整備が急務となっている。また、本町は自動車交通に大きく依存していることから、道路整備については交通の利便、交通安全の確保、防災などを含めた、総合的な観点に立った計画的な町道整備が求められる。

また、近年増加している豪雨災害などにおける被害を最小限に抑えるために、道路施設や河川の点検、修繕対策など、適正に維持管理をしていく必要がある。

②交通

鉄道のない本町において、生活バス路線は高齢者を中心に重要な交通手段となっている。民間の路線バスの他、各地域と町中心部を結ぶ町民バスやコミュニティバス、廃止路線代替バスなどが運行されているが、マイカーの普及や人口減少等により利用者は減少傾向にある。

高齢者や児童生徒などの交通弱者の交通手段を確保するため、新たな手法も含めた総合的な公共交通体制を検討する必要がある。

表5-1 道路の状況（令和5年4月1日現在）

| 区分 | 路線数 (線) | 実延長 (m) | 改良延長 (m) | 改良率 (%) | 舗装延長 (m) | 舗装率 (%) |
|----|------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| 総数 | 337 | 442,585 | 335,130 | 75.7 | 342,510 | 77.4 |
| 国道 | 2 | 39,659 | 39,659 | 100.0 | 39,659 | 100.0 |
| 県道 | 7 | 52,865 | 49,646 | 93.9 | 50,989 | 96.5 |
| 町道 | 328 | 350,061 | 245,825 | 70.2 | 251,862 | 71.9 |

(資料：岩手の道路現況・地域整備課)

表5-2 橋梁の状況（国県道：令和5年4月1日現在、町道：令和7年4月1日現在）

| 区分 | 総数 | | 永久橋 | | 木橋 | |
|-----------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 橋数 (ヶ所) | 延長 (m) | 橋数 (ヶ所) | 延長 (m) | 橋数 (ヶ所) | 延長 (m) |
| 国道 (町境2.5箇所) | 22.5 | 656.0 | 22.5 | 656.0 | — | — |
| 県道 (町境0.5箇所) | 20.5 | 255.1 | 20.5 | 255.1 | — | — |
| 町道 | 115 | 2245.9 | 115 | 2245.9 | — | — |

(資料：岩手の道路現況・地域整備課)

(2) その対策

①道路

- ・計画的な町道整備により、利便性の向上と安全で快適な道路網の整備を図る。
- ・危険個所の改善や道路・河川の適正な維持管理を図るとともに、災害に強いインフラ整備を推進する。
- ・定期的な点検により橋りょうの老朽化等を把握し、計画的な維持補修、更新を推進する。
- ・生活や産業に密着した農道や林道の改良、維持補修に努め、農業や林業経営の効率化と住民生活の利便性の向上に努める。
- ・冬期間における各集落及び集落と幹線道路等を結ぶ路線の安全確保のため、除雪機械や凍結防止装置等の整備を図る。

②交通

- ・バス交通路線の維持・確保を図るため、町民バス車両の計画的な更新に努める。
- ・かるまい文化交流センター宇漢米館を拠点に、運行経路等を随時見直し、利便性の向上と町中心部の活性化を図る。
- ・デマンドタクシーを含めた新たな公共交通体制について総合的な検討を行い、利便性の向上を図る。

▶目標

| 項目 | 計算方法 | 現状 | 目標 (R12) |
|----------|------|-------------------|----------|
| 町道改良率 | 単年 | 70.8% (令和6年度) | 75.0% |
| 町民バス利用者数 | 単年 | 9,504人 (令和6年度) | 9,500人 |

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|----------------|--|------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市町村道 道路 | 町道筋内線 改良 L=200.0mW=4.0(5.0)m 舗装 L=200.0mW=4.0(5.0)m | 軽米町 | |
| | | 町道山田1号線 改良 L=1,000.0mW=4.0(5.0)m 舗装 L=1,000.0mW=4.0(5.0)m | 軽米町 | |
| | | 町道上山田1号線 改良 L=390.0mW=4.0(5.0)m 舗装 L=390.0mW=4.0(5.0)m | 軽米町 | |
| | | 町道松山沢東線 改良 L=1,190.0mW=4.0(5.0)m 舗装 L=1,190.0mW=4.0(5.0)m | 軽米町 | |
| | | 町道下晴山線 改良 L=220.0mW=4.0(5.0)m 舗装 L=220.0mW=4.0(5.0)m | 軽米町 | |
| | | 町道叭屋敷線 改良 L=310.0mW=4.0(5.0)m 舗装 L=310.0mW=4.0(5.0)m | 軽米町 | |
| | | 町道みそころばし竹谷袋線 改良 L=2800.0mW=4.0(5.0)m 舗装 L=2800.0mW=4.0(5.0)m | 軽米町 | |
| | | 町道参勤街道線 改良 L=5600.0mW=6.0(8.0)m 舗装 L=5600.0mW=6.0(8.0)m | 軽米町 | |
| | | 町道小軽米七ツ役線 改良 L=2,160.0mW=4.0(5.0)m 舗装 L=2,160.0mW=4.0(5.0)m | 軽米町 | |
| | | 町道細谷地笹渡百鳥線 改良 L=250.0mW=4.0(5.0)m 舗装 L=250.0mW=4.0(5.0)m | 軽米町 | |
| | | 町道板橋米田岡堀線 改良 L=2,430.0mW=4.0(5.0)m 舗装 L=2,430.0mW=4.0(5.0)m | 軽米町 | |
| | | 町道靄岳開拓線 改良 L=540.0mW=4.0(5.0)m 舗装 L=540.0mW=4.0(5.0)m | 軽米町 | |

| | | | | |
|--|---------------------------|--|-------|--|
| | | 町道蛇口蜂ヶ塚線 改良 L=1500.0mW=4.0(5.0)m 舗装 L=1500.0mW=4.0(5.0)m | 軽 米 町 | |
| | 橋りょう | 橋梁長寿命化修繕計画 (125 橋) | 軽 米 町 | |
| | その他 | 町道駒木長倉線駒木橋 他橋梁補修設計業務 | 軽 米 町 | |
| | | 町道サービスエリア新井田線山内新橋 他橋梁補修工事 (橋) | 軽 米 町 | |
| | | 自動融雪剤散布機設置 町道板橋米田岡堀線 他 2 基 (計 3 基) | 軽 米 町 | |
| | (2) 農道 | 広域農道軽米九戸地区長倉大橋長寿命化事業 | 軽 米 町 | |
| | (6) 自動車等 自動車 | 雪寒機械整備事業 除雪ドーザー 1 台 | 軽 米 町 | |
| | | 町民バス 2 台 | 軽 米 町 | |
| | (9) 過疎地域 持続的発展 特別事業 | 橋梁定期点検業務 (125 橋) 地域公共交通再編事業 | 軽 米 町 | |

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

本町は、平成 29 年度から簡易水道 2 事業を統合し上水道 1 事業で運営しており、行政区域内の水道普及率は令和 5 年度で 80.2%となっている。岩手県平均 94.7%に比べると低い水準にある。

既存の水道施設も経年劣化が著しい施設が存在するなど施設の老朽化も大きな課題となっている。

また、給水区域外における生活用水確保のため、自家水道整備への支援が必要となっている。

表 6-1 水道普及率の推移

(単位：人口=人、普及率=%)

| 区分 | | 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------|------|----|---------|---------|---------|---------|
| 給水人口 | 上水道 | | 6,704 | 6,594 | 6,444 | 6,274 |
| | 簡易水道 | | | | | |
| 普及率 | 軽米町 | | 79.1 | 80.1 | 80.2 | 80.2 |
| | 岩手県 | | 94.5 | 94.6 | 94.7 | — |

(資料：岩手県水道概況調)

②下水処理施設

本町では、平成 9 年度に特定環境保全公共下水道事業を開始し、平成 17 年度に供用開始している。令和元年度で計画区域における整備が完了したものの、接続率は低い状況となっている。

豊かな地域環境の形成のため、公共下水道の利用促進と、公共下水道区域以外における合併処理浄化槽の整備を推進する必要がある。

③廃棄物処理

一般廃棄物の総排出量は減少傾向にあるが、町民一人一人当たりの排出量は 600g 前後となっており、県平均からは少ない排出量となっている。リサイクル率においては県平均を下回る水準となっていることから、今後はリサイクル率の向上と、一人当たりの一般廃棄物排出量の削減に向けた取り組みを重点的に進める必要がある。

表 6 - 2 ごみ排出量等の状況

| 区分 | | 年度 | | | | |
|--------------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
| 一般廃棄物総排出量 (t) | | 2,015 | 1,998 | 1,827 | 1,863 | 1,792 |
| 一日一人当たり 排出量 (g) | 町 | 625 | 638 | 598 | 624 | 618 |
| | 県平均 | 908 | 908 | 901 | 875 | 837 |
| リサイクル量 (t) | | 286 | 271 | 251 | 244 | 222 |
| リサイクル率 (%) | 町 | 14.1 | 13.4 | 13.7 | 13.0 | 12.3 |
| | 県平均 | 17.5 | 17.1 | 16.8 | 16.4 | 16.0 |

(資料：町民生活課)

④火葬場

昭和 51 年の供用開始から 40 年が経過していた火葬場について、令和元年度に建替えを行った。今後も利用者が使いやすい施設になるよう維持管理していく必要がある。

⑤消防

本町の消防体制は、二戸消防署軽米分署と非常備消防団で構成されているが、人口減少、少子高齢化の進行により消防団員数の確保が課題となっている。今後、処遇の改善とともに積極的な広報活動を行い、団員数の確保と活動の活発化を推進していく必要がある。

消防施設としては、常備消防で消防タンク車 1 台、高規格救急車 1 台、連絡車 1 台、非常備では消防ポンプ車 8 台、小型動力ポンプ付積載車 19 台が整備されている。今後は、消防車両とともに施設設備の計画的な更新のほか、消防団組織の再編についての検討も必要となっている。

⑥公営住宅

公営住宅の老朽化等に伴い、平成 27 年度に軽米町町営住宅長寿命化計画を策定し、住宅の管理方法を明確にするとともに、建替えなどによる住宅のバリアフリー化や、安全な公営住宅の整備を進めてきた。

今後若年世帯の定住促進を含めて、居住形態の変化等に対応できる健康で文化的な生活を営めるような住宅の供給、居住環境の整備を図る必要がある。

⑦空き家

少子高齢化の進行により、本町においても空き家が増えている状況にある。老朽化が進み危険な建物も増えていることから、空き家の利活用とともに、危険空き家への対策など近隣住民への被害を防ぐ取り組みが必要となっている。

⑧給油所等

公共交通機関が脆弱であり、寒冷地である本町においては、ガソリンや灯油は住民生活に不可欠であるが、人口減少とともに販売事業者の努力だけでは供給網の維持が難しくなりつつある。今後、給油所の廃業や撤退等により住民生活に支障が生じないよう対策を検討する必要がある。

また、次世代自動車の普及が進む中で、充電設備などのインフラ整備を推進していく必要がある。

(2) その対策

①水道施設

- ・軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の敷設替えを行い、安全で良質な水道水の安定供給を図る。
- ・近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。
- ・定期的な漏水調査の実施による有収率の向上を図る。
- ・給水区域外における生活用水の確保に係る支援を行い、生活環境の改善を図る。

②下水処理施設

- ・公共下水道の利用促進と、公共下水道区域外における浄化槽の整備を推進し、生活環境の改善と公共用水域の保全に努める。

③廃棄物処理

- ・廃棄物の発生・排出抑制及び循環的な利用を促進し、ごみの減量化・リサイクル運動の推進等を図り、循環型地域社会を形成する。
- ・産業廃棄物の排出者処理の責務と適切な処理基準の周知を行うと共に、二戸地区広域行政事務組合の老朽化した処理施設の修繕、長寿命化並びに収集運搬車両の導入など、一般廃棄物の処理体制の充実を図る。

④火葬場

- ・令和元年度に新築した施設について、利用者の利便性の向上を図るため、適正に管理、運営を行う。

⑤消防

- ・常備消防、救急体制については、二戸地区の広域連携による充実を図る。
- ・地域の消防団拠点施設、消防ポンプ車、小型動力ポンプ付積載車の計画的更新、防火水槽等の消防施設設備の計画的な整備を図る。
- ・消防団活動の安全対策を積極的に推進するとともに、若年層の団員の確保や団組織の再編を図る。また、地域住民等による自主防災組織の結成や運営を支援する。

⑥公営住宅

- ・軽米町町営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅を集約した団地形成によ

る更新を図る。

- ・高齢者世帯に対応したバリアフリー化や若年世帯の定住促進等を図るため、住宅整備を推進し、医療・保健・福祉サービスとの連携を図り、健康で文化的な生活を営めるような住宅の供給、居住環境の整備を図る。

⑦空き家

- ・地域住民の協力を得ながら空き家の状況や所有者を把握するとともに、リフォーム等の利活用を促進するとともに、危険な住宅の解体撤去などに対する支援を行い、安心安全な生活環境の確保に努める。

⑧給油所等

- ・給油所は、自動車などの燃料だけでなく、暖房用の燃料供給拠点でもある。特に配達に頼る高齢者などの生活への影響が大きいことから、給油所を維持し石油製品の安定供給ができる環境の整備に努める。
- ・脱炭素社会の実現に向け、次世代自動車用の充電設備等の整備を促進する。

▶目標

| 項目 | 計算方法 | 現状 | 目標 (R12) |
|----------|------|------------------|----------|
| 水道有収率 | 単年 | 68.2% (令和6年度) | 70.0% |
| 公共下水道接続率 | 単年 | 57.7% (令和6年度) | 65.0% |

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|---------------------|-------------------------|-------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設 上水道 | 水道事業経営変更認可作成業務 1式 | 水道事業所 | |
| | | 老朽管等更新事業 (配水管布設替 機器更新) | 水道事業所 | |
| | | 中央監視設備LTE化更新事業 | 水道事業所 | |
| | | 施設整備事業(観音林、山内地区)施設整備 1式 | 水道事業所 | |
| | (2) 下水処理施設 公共下水道 | ストックマネジメント策定業務 1式 | 軽米町 | |
| | | 浄化センター・MP更新事業 1式 | 軽米町 | |
| | | その他 浄化槽設置整備事業 100基 | 軽米町 | |
| (3) 廃棄物処理 ごみ処理施設 | 一般廃棄物収集運搬車 2台 | 軽米町 | | |

| | | | |
|-------------------|---|-------|--|
| (5) 消防 | 消防団拠点施設整備事業 | 軽 米 町 | |
| | 防火水槽 | 軽 米 町 | |
| | 消防ポンプ自動車、小型ポンプ積載車 4台 | 軽 米 町 | |
| | 小型動力ポンプ 4台 | 軽 米 町 | |
| | 消防指令車 1台 | 軽 米 町 | |
| | 消防車両等整備事業 消防本部救助工作車1台（負担金） | 二戸広域 | |
| (6) 公営住宅 | 公営住宅等整備事業（萩田2号住宅、岩崎住宅） | 軽 米 町 | |
| (7) 過疎地域持続的発展特別事業 | 家庭用生ごみ処理機購入助成事業 コンポスト購入助成事業 危険空き家除去推進事業 | 軽 米 町 | |

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①子育て環境の確保

本町では、認定こども園1施設、保育所2施設を設置している。認定こども園については、軽米幼稚園と軽米保育園を統合し令和3年度に開設したところであるが、認定こども園や他の保育園の老朽化が進んでいることから、施設改修等による長寿命化など、保育環境の充実を図る必要がある。

子育て支援については、保育料の独自引き下げや高校生以下の医療費無料化、学校給食費の無償化、一時預かり保育の設置など、「子育て支援日本一のまち」を目指し、子育て世代の経済的負担の軽減に努めてきた。今後は、こども誰でも通園制度や病後児保育など、子育て環境の更なる充実や、子ども家庭センターの設置など相談・サポート体制の充実が求められている。

また、子育て世代が安心して利用できる公園整備の需要が高いことから、整備場所や財源の確保、管理体制等の検討を進める必要がある。

表7-1 保育園等入所者数調べ（令和7年12月1日現在）（単位：人）

| 区 分 | | こども園 | 保 育 園 | | 合 計 |
|---------|-------|------|-------|-----|-----|
| | | 軽 米 | 小軽米 | 晴 山 | |
| 利 用 定 員 | | 120 | 50 | 70 | 240 |
| 入所園児数 | 3歳未満児 | 34 | 10 | 12 | 56 |
| | 3歳児以上 | 50 | 16 | 16 | 82 |
| | 合 計 | 84 | 26 | 28 | 138 |

（資料：健康福祉課）

②高齢者福祉

本町の高齢者の人口は昭和50年の1,289人（高齢化率9.1%）に対し、平成17年に3,367人（高齢化率30.6%）、令和2年には3,521人（高齢化率41.8%）と増加し続けており、岩手県内でも高い高齢化率となっている。令和2年の85歳以上人口は728人（総人口に占める割合は8.6%）であり、重度要介護者や認知症高齢者など介護サービス等の支援を必要とする高齢者が増えていくと想定される。

また、高齢化に伴い独居高齢者や高齢者のみの世帯数も増加しており、家族介護に頼ることが難しい状況が多く、介護保険制度の利用による介護保険料等、社会保障費の増大も懸念される。

高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援し、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送ることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に向け、医療・介護・福祉の連携とともに、地域全体での支え合いの体制づくりを推進していくことが喫緊の課題である。

本町の老人福祉施設として、「特別養護老人ホームいちい荘」、「特別養護老人ホ

ームくつろぎの家」、「介護老人保健施設花の里かるまい」、「グループホーム花の里かるまい」、「小規模多機能ホーム花の里かるまい」、「デイサービスセンターせせらぎ」が整備されているが、介護予防事業の拠点として通所介護予防事業を実施している町老人福祉センターの施設の老朽化が著しく、建物の更新等が喫緊の課題となっている。

③障がい者福祉

本町における身体障害者手帳所持者は、令和6年度末で331人、療育手帳所持者は118人、精神障害者保健福祉手帳所持者は94人となっている。

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らす社会を築くためには、障がいや疾病に対する正しい理解を深めることが重要であり、行政だけでなく、地域住民や企業、関係機関など、社会全体で障がいについての理解を深め支援していく必要がある。

また、自宅やグループホームなどでの自立した生活の支援や、成年後見制度の推進など、障がい者の権利擁護や自立を支援する取り組みを進めていく必要がある。

④健康増進

町民の死因の多くは、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が占めており、循環器系の疾患による死亡が特に多くなっている。令和6年度における国民健康保険被保険者を対象とした特定健診受診率は46.1%と国の目標60%を下まわっており、受診率の向上と、生活習慣病等の重症化予防のため特定保健指導実施率の向上に向けた取り組みが必要となっている。

また、県内や管内と比較し自殺者が多い状況が続いていることから、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーの養成などを進める必要がある。

(2) その対策

①子育て環境の確保

- ・子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、一時預かり保育の拡大やこども誰でも通園制度、病後児保育の体制整備を進め、子供を産み、育てやすい環境づくりを推進する。
- ・こども家庭センターを設置し、妊娠前から子育てまで包括的な相談体制の充実を図る。
- ・家庭と地域が一体となって子供の健全育成を図り、全町的な子育て支援ネットワークの構築を図る。
- ・老朽化が進む認定こども園や保育園について、施設改修等による長寿命化を図る。
- ・かるまい文化交流センター宇漢米館に設置した子育て支援広場の利用促進を図りながら、乳幼児とその保護者の相互交流の場を提供し、子育てについての相談や情報共有の場としての充実を図る。
- ・子供や保護者などが安心して利用できる公園の整備に向けた取り組みを推進する。
- ・不妊治療への助成や、妊産婦の健診に係る交通費助成など、経済的・精神的負担の軽減を図る。

②高齢者福祉

- ・高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきと暮らせるよう、それぞれの経験や技術を活かした活動機会の提供を促進する。
- ・認知症への理解を深める取り組みを推進し、地域での見守り体制の基盤づくりを推進する。
- ・地域ぐるみで取り組める社会参加型の地域活動の展開と支え合いの体制づくり等の環境整備を推進する。
- ・各種相談窓口の情報を整理し、住民にとって分かりやすく、相談しやすい環境を整えるとともに、関係機関等との連携を図りながら、相談・情報提供体制の一層の充実を図る。
- ・老人福祉施設の老朽化への対策と健康福祉増進を目的とした、総合保健福祉センター（仮称）の整備を促進する。

③障がい者福祉

- ・障がいや疾病に対する理解を深め、地域全体で支え合う取り組みを推進する。
- ・地域や企業、様々な機関と連携を図りながら、障がい者が主体となった活動や就労を支援する。
- ・障がい者の自立を支援し、自宅やグループホームなどの在宅サービスの充実に取り組む。また、住宅のバリアフリー化を推進する。
- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図り、障がい者の権利擁護を推進する。

④健康増進

- ・健診結果や健康状態の把握を行い、脳卒中等の生活習慣病予防を推進する。
- ・保育施設、小中高生を対象とした食育事業の実施や乳幼児健診時の栄養・健康相談など、幼少期からの食育事業を推進する。
- ・ゲートキーパーの養成などにより、地域全体で自殺の防止に努める。

▶目標

| 項目 | 計算方法 | 現状 | 目標（R12） |
|-------------------------|------|-------------------|----------------|
| 子育て世代の満足度（子ども子育て支援計画指標） | 単年 | 26.9% （令和5年度） | 30.0% （R10） |
| 通いの場・支え合い活動実践地区 | 累計 | 21地区 （令和6年度） | 26地区 |
| シルバー人材センター延べ活動者数 | 単年 | 2,365人 （令和6年度） | 2,400人 |
| 特定健診受診率 | 単年 | 46.1% （令和6年度） | 60.0% |

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---------------------------|--|-------|----|
| 6 子育て 環境の確保、高齢者 等の保健及び福祉の向上 及び増進 | (1) 児童福祉 施設 保育所 | 小軽米保育園改修事業 | 軽 米 町 | |
| | (2) 認定こども園 | 花のまち軽米こども園改修事業 | 軽 米 町 | |
| | (3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター | 老人福祉センター整備事業 (総合保健福祉センター) | 軽 米 町 | |
| | (4) 介護老人保健施設 | 介護老人保健施設整備事業 (総合保健福祉センター) | 軽 米 町 | |
| | (5) 障害者福祉施設 障害者支援施設 | 障害者支援施設整備事業 (総合保健福祉センター) | 軽 米 町 | |
| | (6) 母子福祉施設 | 公園整備事業 | 軽 米 町 | |
| | (8) 過疎地域 持続的発展 特別事業 | 児童及び生徒医療費給付事業 乳幼児医療費助成事業 妊産婦医療費給付事業 ひとり親家庭医療費給付事業 小中学生学校給食無償化事業 妊産婦健診事業 妊産婦健診交通費助成事業 地域福祉計画作成事業 緊急通報体制整備事業 福祉タクシー事業 重度心身障害者医療費給付事業 高齢者及び障害者に優しい住まいづくり推進事業 高齢者等ごみ出し支援事業 定期予防接種、定期外予防接種 各種がん検診・人間ドック事業 | 軽 米 町 | |

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町における医療機関は、県立軽米病院と一般開業医 2 施設となっている。歯科診療は、開業医 3 医院となっている。

高齢社会の到来、疾病構造の変化、新たな疾病対策として増加する医療需要に対応した医療拡充が期待されるとともに、新たな感染症等に対する備えが重要となっている。

また、地域医療を担う県立病院の常勤医師の確保に苦慮している状況のため、診療科目を維持するための対策を検討する必要がある。

医療機関の利用にあたっては、路線バス等の交通機関のないへき地においては、町民バスや福祉タクシー事業等が重要な役割を果たしている状況である。

(2) その対策

- ・医療費の推移や疾患の傾向を分析し、効果的な保健事業を展開する。
- ・県立軽米病院の医師の確保と診療科目の維持に向けた取り組みを推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症等に対して速やかに対応できる体制整備に努めるとともに、感染予防策の徹底を推進する。

▶目標

| 項目 | 計算方法 | 現状 | 目標 (R12) |
|----------------|------|------------------|----------|
| 県立軽米病院の一般診療科目数 | 単年 | 3 科 (令和 6 年度) | 3 科 |

(3) 事業計画 (令和 8 年度～12 年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------|---|-------|----|
| 7 医療の 確保 | (3) 過疎地域 持続的発展特 別事業 | 在宅当番医運営委員会の事業費負担 (医師会、 歯科医師会) 広報、病院ボランティアの養成・支援 | 軽 米 町 | |

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

本町における学校施設は、令和7年度5月現在、小学校3校、中学校1校で、児童・生徒数は、小学校263人、中学校169人となっており、近年は減少の一途をたどっている。

児童生徒を取り巻く環境は、急激に進む少子化やICT技術の進歩、グローバル化などにより著しい変化を見せており、今後ますます変化していくものと予測される。

教育をめぐる状況の変化に対応していくためには、教職員の質の維持・向上、保護者や地域の人々の理解を深め、地域ぐるみで子ども達の資質や能力の育成を図っていく必要がある。

教育施設については、計画的に学校統合を進めてきた。地域の中心であった学校がなくなったことによる、地域と学校との関係の希薄化を防ぐとともに、児童生徒の地元への愛着を深めるため、地域の特性を活かした体験活動等を推進していく必要がある。また、教育施設や設備の老朽化も散見されることから、計画的な更新を進める必要がある。

平成13年度から県立軽米高校と町立中学校による中高一貫教育を進めており、中学校から6年間の一貫した教育環境の整備を行っているが、少子化等により減少傾向にある軽米高校入学者を確保し、地域の高等教育環境を充実発展させるため、地域全体が連携して軽米高校を支援していく必要がある。

表9-1 小・中学校の概況（令和7年5月1日現在）（単位：人、学級）

| 区 分 | 建物構造 | 建築年度 | 学級編成 | 児童生徒数 | 教員数 | 備考 |
|-----|------|------|------|-------|-----|----|
| 小学校 | 軽 米 | 鉄筋 | H25 | 8 | 155 | 14 |
| | 小軽米 | 鉄筋 | H 9 | 7 | 54 | 10 |
| | 晴 山 | 鉄骨 | H21 | 8 | 54 | 11 |
| | 総 数 | — | — | 23 | 263 | 35 |
| 中学校 | 軽 米 | 鉄筋 | S47 | 9 | 169 | 17 |
| | 総 数 | — | — | 9 | 169 | 17 |

（資料：軽米町教育委員会）

②生涯学習

高齢化の進展やライフスタイルの多様化に伴い、心豊かで生きがいのある人生を送るため、町民は多様な学習機会を求めている。

町民一人一人の自主的主体的な学習活動を促進するため、関係機関、団体等と連携を図りながら、多様な学習メニューを提供するなど、学習環境の整備を進める必要がある。また、地域活動の活性化に向けた支援の他、地域づくりの役割を担うリーダーや指導者の養成も図る必要がある。

また令和5年12月に開館したかるまい文化交流センター宇漢米館には、町立図書館、多目的ホール、スタジオ、和室、会議室、トレーニングルーム、フィットネスル

ーム、キッチンスタジオなど学習活動に必要な設備が整っており、学習活動の拠点として開館以来、多くの住民に利用されている。

③生涯スポーツ

町民の健康づくりを推進するため、生涯スポーツの振興とスポーツ施設の充実が求められている。町では、町民体育館、ハートフル・スポーツランドを核として、おかりや元気館、町民テニスコートなどの施設を整備してきた。また、各種競技大会の開催やスポーツ団体への支援によってスポーツ活動の活性化を図っている。

心身ともに健康的な生活を営むため、町民が日常的にスポーツ活動を親しむための環境整備が重要になっている。

(2) その対策

①学校教育

- ・家庭・学校・地域社会が一体となり、地域のコミュニティを中心とした学校づくりを推進する。
- ・多様な教育活動の展開により、グローバル化、高度情報化に的確に対応できる青少年を育成する。
- ・老朽化した学校施設について、計画的な維持管理及び更新を図り、児童生徒に安全で安心な学習環境を提供する。
- ・地域の特性を活かした体験活動や世代間交流、関係団体等の連携による社会活動やボランティア活動、キャリア教育を推進する。
- ・遠距離通学となる児童生徒を支援するため、スクールバスの運行を確保する。
- ・安全安心な学校給食を提供するため、学校給食共同調理場の厨房機器等の計画的な更新整備を図る。
- ・軽米高校生に対するバス通学費や給食費の負担軽減、教育環境の充実を図り、入学生数の減少に歯止めをかけ、軽米高校の維持と存続を図る。

②生涯学習

- ・心豊かで生きがいのある生活を送れるよう、自発的な学習活動を支援する。
- ・かるまい文化交流センター宇漢米館を生涯学習の中核的施設として活用しながら、多様な学習機会の充実と世代間交流を促進する。
- ・地域課題解決に向けた学習活動を支援するとともに、地域リーダーや指導者の養成に努め、地域活動の活性化を図る。また、老朽化が進む地域の集会所の長寿命化等を図る。
- ・町民に身近な図書館を目指し、図書や資料の収集、サービスの充実を図る。

③生涯スポーツ

- ・町民ニーズに応じたスポーツプログラムの充実を図り、町民のスポーツ実施率の向上を目指す。
- ・積極的な情報発信で、町民のスポーツやレクリエーション活動への参加機会の充実に努める。

- ・指導者の育成や確保の他、スポーツ施設の環境整備や既存施設の有効活用を図る。
- ・町内の学校やスポーツ関係団体等の活動を支援し、活動強化と競技力の向上を図る。

▶目標

| 項目 | 計算方法 | 現状 | 目標 (R12) |
|------------------------|------|---------------------|----------|
| キャリアスタート協力事業所数 | 単年 | 38 事業所 (令和 6 年度) | 38 事業所 |
| 町民講座参加者数 | 単年 | 601 人 (令和 6 年度) | 660 人 |
| 20 歳以上の週 1 回以上のスポーツ実施率 | 単年 | 30.6% (令和 6 年度) | 70% |

(3) 事業計画 (令和 8 年度～12 年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------|---|-------|----|
| 8 教育 の振興 | (1) 学校教育関連施設 校 舎 | 軽米中学校新築事業 軽米中学校長寿命化改修事業 | 軽 米 町 | |
| | 水泳プール | 水泳プール整備・改修事業 | 軽 米 町 | |
| | スクールバス・ボート | スクールバス購入 | 軽 米 町 | |
| | 給食施設 | 給食センター改修事業 給食センター新築事業 給食センターボイラー設備等更新事業 給食センター厨房機器更新事業 給食運搬車更新事業 | 軽 米 町 | |
| | (3) 集会施設・体育施設等 公民館 | 晴山農業構造改善センター維持修繕事業 上館農業構造改善センター維持修繕事業 笹渡農業構造改善センター維持修繕事業 長倉農業構造改善センター維持修繕事業 米田農業構造改善センター維持修繕事業 小玉川生活改善センター維持修繕事業 高家生活改善センター維持修繕事業 | 軽 米 町 | |
| | 集会施設 | | | |
| | 体育施設 | B&G 海洋センター改修事業 B&G 海洋センター取り壊し事業 | 軽 米 町 | |
| | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 軽米高校教育振興会支援事業 奨学金返還支援助成事業 地域づくり人材育成推進事業 | 軽 米 町 | |

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町では 89 の行政区を設定しているが、人口減少や少子高齢化の進行により、地域コミュニティの希薄化、地域活動の継続が危ぶまれる状況となっている。一方で、地域における資源管理機能や生活扶助機能を維持するために、地域コミュニティの役割は非常に大きいものとなっている。

自助、共助、公助のあり方を再確認し、地域の人たちがみんなで支え合って地域づくりを進める必要があるが、集落再編の必要性等についても検討しなければならない時期となっている。

集落を存続していくためにも、U I J ターンの推進や移住・定住支援による人口流出の防止を図っていく必要がある。

(2) その対策

- ・ 地域における自主的な活動、交流事業等を支援する。
- ・ 地域活動を支える人材の育成や担い手確保の支援を推進する。
- ・ 福祉分野における助け合いや支え合い活動、自主防災組織の結成など、地域を中心としたコミュニティの活性化を図るとともに、若い世代の地域活動への参画を推進する。

▶目標

| 項目 | 計算方法 | 現状 | 目標 (R12) |
|------------------|------|--------------------|----------|
| 自主防災組織数 | 単年 | 12 組織 (令和 6 年度) | 30 組織 |
| 地域活動支援事業費補助金申請件数 | 単年 | 46 件 (令和 6 年度) | 50 件 |

(3) 事業計画 (令和 8 年度～12 年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------|--------------------------|-------|----|
| 9 集落の 整備 | (2) 過疎地域持 続的発展特別 事業 | 行政区活動交付金 地域活動支援事業費補助金 | 軽 米 町 | |

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

社会環境の変化に伴い、物質的な豊かさばかりでなく、心の豊かさ、安らぎ、潤いなどが求められている。町民の芸術・文化に対する関心と期待は高まっており、生涯を通じて芸術文化に親しめる環境づくりに努める必要がある。

また、古くから伝承されてきた郷土芸能団体の保存継承や、文化財の保護など、本町の歴史や文化を守る取り組みも重要となっている。

(2) その対策

- ・かるまい文化交流センター宇漢米館を中心に、町文化協会等の団体と連携を図りながら、質の高い芸術・文化に触れる機会を拡充するとともに、町民の自主的な創作活動の支援に努める。
- ・郷土芸能団体の保存継承を推進する。
- ・有形・無形文化財の適切な調査、記録保存に努めるとともに、展覧会や体験学習事業の開催を通し、積極的な活用・発信を図る。
- ・町民一人一人が文化財の意味を理解し、町民共有の財産であることを認識できるよう、文化財愛護思想の啓発を図る。

▶目標

| 項目 | 計算方法 | 現状 | 目標 (R12) |
|---------------|------|--------------------|----------|
| 文化協会の加盟団体数 | 単年 | 19 団体 (令和 6 年度) | 20 団体 |
| 郷土芸能保存会の活動団体数 | 単年 | 4 団体 (令和 6 年度) | 4 団体 |

(3) 事業計画 (令和 8 年度～12 年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|--|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 文化協会活動費補助金 郷土芸能保存会活動費補助金 協働参画地域づくりチャレンジ事業 宇漢米館賑わい創出地域活性化事業補助金 | 軽米町 | |

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化は、気候変動や異常気象など地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、行政をはじめ、町民や事業者が自主的かつ積極的に温室効果ガスの排出抑制、再生可能エネルギーの利用を推進していく必要がある。

本町では、岩手県北9市町村による「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」や横浜市との再生可能エネルギーについての連携協定など、再生可能エネルギーの取り組みを推進している。

今後は、太陽光発電や風力発電事業など再生可能エネルギー事業の推進にあたっては自然との調和に十分配慮しながら進めるとともに、一般家庭のほか、農業や畜産など地域産業にも有効活用を図りながら、人と自然とが共生する地域社会を目指す必要がある。

(2) その対策

- ・再エネ農山村活性化計画に基づき、再生可能エネルギーの利用促進に努め、雇用の拡大やエネルギーの地産地消への取り組みを推進する。
- ・横浜市との再エネ連携協定に基づくエネルギー供給の他、農産物などの物的交流や観光面での人的交流を促進する。
- ・公共施設における省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入を推進するとともに、一般家庭や企業への再生可能エネルギー設備等の導入を支援する。
- ・再生可能エネルギーやICT技術を活用した次世代園芸施設の誘致を推進する。

▶目標

| 項目 | 計算方法 | 現状 | 目標 (R12) |
|---------------|------|------------------|----------|
| 再生可能エネルギー発電規模 | 単年 | 213MW (令和6年度) | 250MW |

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|-------------------|------------------------------|------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | ゼロカーボン推進事業費補助金 自然のめぐみ基金事業 | 軽米町 | |

過疎地域持続的発展特別事業 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等） |
|-----------------------|--------------------|---------------------|------------------|--|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 移住・定住支援事業 | 軽米町 | 転出抑制及び転入促進による人口増加を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 空き家等活用推進事業費補助金 | 軽米町 | 空き家のリフォーム等による住環境の改善を促進し定住を促進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 若者向け空き家住宅取得事業費補助金 | 軽米町 | 39歳以下の若者が空き家を取得する際の費用を支援することで、若者の移住・定住を促進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 移住体験補助金 | 軽米町 | 本町へ移住を検討している者に交通費、宿泊費の一部を助成するもので、将来的な移住による定住人口の増加を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | ふるさと会支援事業費補助金 | 軽米町 | ふるさと会会員相互の親睦と情報交換を図ることを目的に総会等を開催する経費に対して助成を行い、郷土への興味関心を高めるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 結婚新生活支援事業 | 軽米町 | 結婚に伴う引越しや結婚生活における住居費を支援し、若者達の経済的不安を低減し結婚を促すものであり、将来の人口減少抑制につながるなど、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 森林所有者意向調査及び森林状況調査事業 | 軽米町 | 健全な森林を育成し、林業経営の安定と林業振興に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 園芸産地づくり強化対策事業（補助金） | 新岩手農協 | 新規就農者への支援、技術指導などにより担い手の確保を図るとともに、畑作園芸の計画的拡大を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 工芸作物生産振興事業（補助金） | 葉たばこ振興会、ホップ連絡協議会 | 町の基幹産業である工芸作物の生産を支援することで、経営の安定と生産者数の減少抑制を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |

| | | | | |
|-------------------|-------------------|--|----------------------|---|
| | | 畜産産地づくり強化対策事業（補助金） （和牛改良生産推進、ブロイラー対策、養豚経営安定対策、畜産共進会開催、優良馬改良推進、繁殖雌牛増頭支援事業） | 北いわて和牛改良組合 他 4 団体 | 町の基幹産業である畜産を支援することで、経営の安定と生産者数の減少抑制を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 新規求職者等地域雇用促進奨励金事業 | 軽 米 町 | 地元就職の促進、雇用の場の確保及び拡大などの効果が期待され、将来的に若者が安心して定住できる地域づくりの推進につながるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 聖地巡礼アニメツーリズム推進事業 | 軽 米 町 | 有名漫画の聖地として県内外や海外から訪れる観光客の受入体制を整備し、交流人口の拡大を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 3 地域における情報化 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 行政情報化推進事業 | 軽 米 町 | 行政手続きのオンライン化を進めることで、高齢者等の交通弱者をはじめとする町民の利便性の向上が図られるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 自主放送番組制作事業 | 軽 米 町 | ケーブルテレビを使用して行政情報や災害情報等を町内全域に発信することで、町民の安心安全な生活と町の活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | スマートフォン等利活用促進事業 | 軽 米 町 | 自分の必要とする情報や町からの情報を的確に受け取ることができるよう支援することで、町民の安心安全な生活と町の活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 | 橋梁定期点検業務（125 橋） | 軽 米 町 | 橋梁、トンネル等の適正な維持管理や計画的な修繕計画の確立により、将来的に安全快適で利便性の高い町民生活の実現につながるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 地域公共交通再編事業 | 軽 米 町 | 町内の公共交通体制の見直しを行い、高齢者等の交通弱者の利便性の向上と商店街等の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 5 生活環境の整備 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 | 家庭用生ごみ処理機購入助成事業 | 軽 米 町 | 燃えるごみの抑制と資源の循環を図ることにより、処理費用の抑制や生活環境の保全を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | コンポスト購入助成事業 | 軽 米 町 | 同上 |

| | | | | |
|-------------------------------|------------------|---------------|-------|---|
| | | 危険空き家除去推進事業 | 軽 米 町 | 周辺に危険が及ぶ恐れのある空き家の除却に要する費用を支援することで町民の安全な生活環境を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業 | 児童及び生徒医療費給付事業 | 軽 米 町 | 児童、生徒の心身の健康や保護者の経済的負担の軽減を図り、少子化対策を推進するものであることから、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 乳幼児医療費助成事業 | 軽 米 町 | 乳幼児の心身の健康や保護者の経済的負担の軽減を図り、少子化対策を推進するものであることから、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 妊産婦医療費給付事業 | 軽 米 町 | 妊産婦の心身の健康や経済的負担の軽減を図り、将来的に安心して出産・子育てができる環境を確保するものであることから、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | ひとり親家庭医療費給付事業 | 軽 米 町 | ひとり親家庭の子どもや保護者の心身の健康や経済的負担の軽減を図り、将来的に安心して子育てできる環境を確保するものであることから、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 小中学生学校給食無償化事業 | 軽 米 町 | 児童、生徒の心身の健康や保護者の経済的負担の軽減を図り少子化対策を推進するものであることから、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 妊産婦健診事業 | 軽 米 町 | 妊産婦の心身の健康や経済的負担の軽減を図り、将来的に安心して出産・子育てができる環境を確保するものであることから、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 妊産婦健診交通費助成事業 | 軽 米 町 | 妊産婦の心身の健康や経済的負担の軽減を図り、将来的に安心して出産・子育てができる環境を確保するものであることから、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 地域福祉計画作成事業 | 軽 米 町 | 地域福祉関連施策の総合的な推進により、将来にわたって町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を推進するものであり、地域の持続的発展に資すると判断される。 |

| | | | | |
|---------|------------------|-----------------------------|-------|--|
| | | 緊急通報体制整備事業 | 軽 米 町 | ひとり暮らし老人や重度心身障害者等の緊急時に、迅速かつ適切な対応が可能となる効果が期待され、将来的に高齢者等の福祉の増進につながるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 福祉タクシー事業 | 軽 米 町 | 重度身体障害者やひとり暮らし老人の社会参加の促進などが期待され、将来的に重度身体障害者等の福祉の増進につながるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 重度心身障害者医療費給付事業 | 軽 米 町 | 重度心身障害者の心身の健康や生活の安定を確保する効果が期待され、将来的に町民の福祉の増進につながるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 高齢者及び障害者に優しい住まいづくり推進事業 | 軽 米 町 | バリアフリー化等の住環境整備により、高齢者や障害者の自宅での自立した生活が可能となり、将来的に町民の福祉の増進につながるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 高齢者等ごみ出し支援事業 | 軽 米 町 | 高齢者世帯等の一般廃棄物のごみ搬出を支援することで、住み慣れた地域で自立した日常生活の継続が可能となり、将来的に町民の福祉の増進につながるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 定期予防接種、定期外予防接種 | 軽 米 町 | 心身の健康の確保や医療費の抑制などの効果が期待され、将来的に町民の健康増進につながるなど地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 各種がん検診・人間ドック事業 | 軽 米 町 | 各種がん検診、人間ドック受診による疾病の早期発見、早期治療により町民の健康の確保や医療費の抑制などの効果が期待され、将来的に町民の健康増進につながるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| 7 医療の確保 | (3)過疎地域持続的発展特別事業 | 在宅当番医運営委員会の事業費負担（医師会、歯科医師会） | 軽 米 町 | 土日祝日等における医療体制を確保することで、町民の健康の確保や重症化予防につながり、将来的に町民の福祉の増進につながるものであることから、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 広報、病院ボランティアの養成・支援 | 軽 米 町 | 地域医療を担う医療機関を支援する体制を構築することで、町民生活の安定につながり、将来的に町民の福祉の増進につながるものであることから、地域の持続的発展に資すると判断される。 |

| | | | | |
|-----------------|--------------------------|---------------------|-------|--|
| 8 教育の 振興 | (4)過疎地域 持続的発展特 別事業 | 軽米高校教育振興会支援事業 | 軽 米 町 | 教育活動の充実・促進による入学希望者の増加などの効果が期待され、将来的に高等教育環境の充実発展、少子化対策につながるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 奨学金返還支援助成事業 | 軽 米 町 | 町内へのUターン者などの奨学金返還を支援することで、保護者の経済的負担の軽減とUターンによる転入者の増加を図るものであり、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 地域づくり人材育成推進事業 | 軽 米 町 | 地域づくりリーダーの育成により、地域コミュニティの活性化等が図られるものであり、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| 9 集落の 整備 | (2)過疎地域 持続的発展特 別事業 | 行政区活動交付金 | 軽 米 町 | 地域の特性を生かした地域づくりや環境美化活動等の地域活動が活性化され、将来的に住みよい環境や地域コミュニティの維持が図られるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 地域活動支援事業費補助金 | 軽 米 町 | 同上 |
| 10 地域文 化の振興等 | (2)過疎地域 持続的発展特 別事業 | 文化協会活動費補助金 | 軽 米 町 | 町民が文化活動に勤しみながら生きがいをもって生活することが期待されるとともに、地域とは異なるコミュニティによるまちづくりが促進されるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 郷土芸能保存会活動費補助金 | 軽 米 町 | 郷土芸能団体の保存継承を促進し、文化的かつ魅力的なまちづくりを進めることで、地域の活性化や交流人口の増加が図られるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金 | 軽 米 町 | 豊かで住み良い活力ある地域づくりのため、町内会や自治会、団体等が自主的・主体的に取り組む事業に対して支援金を助成するもので、地域活動の活性化と持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 宇漢米館賑わい創出地域活性化事業補助金 | 軽 米 町 | 町中心部の賑わい創出や生涯学習活動の拠点施設であるかるまい文化交流センター宇漢米館を中心に、地域活性化事業を展開することにより広く町内外からの交流が生まれるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| 11 再生可 能エネルギ | (2)過疎地域 持続的発展特 | ゼロカーボン推進事業費補助金 | 軽 米 町 | 電気自動車や太陽光発電設備、省エネ家電等の導入を推進することで、町の豊かな自然環境の保全、低炭素社会の実現に向けて取り組むもので |

| | | | | |
|-------------|-----|------------|-------|---|
| 一の利用の 推進 | 別事業 | | | あり、地域の持続的発展に資すると判断される。 |
| | | 自然のめぐみ基金事業 | 軽 米 町 | 再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、農林業の健全な発展を支援することにより、地域経済の活性化、農林業の担い手の確保などに資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |